

仕 様 書

1 業務名

公立保育所等キュービクル等設置に関する事前調査業務

2 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公立保育所等

別添 1 に示す公立保育所及び区保育・子育て支援センターの総称。

(2) キュービクル等

キュービクル式高圧受電設備、構内柱、フェンスの総称。

3 目的

公立保育所等で、熱中症対策として、冷房設備の設置を検討しているが、冷房設備の設置に伴い、現在契約している低圧受電電力（以下、「低圧電力」という。）から高圧受電電力（以下、「高圧電力」という。）への契約変更及びキュービクル等の設置が必要となる可能性がある。本業務は実施設計を行う前の事前調査業務であり、公立保育所等の敷地内にキュービクル等を設置することの可否を確認することを目的としている。

4 業務概要

図面の確認、現地の確認、ヒアリング、各種法令による制限の確認等を行い、キュービクル等の設置可能位置を確認したうえで、仮のキュービクル等の設置位置等を記載した簡易な図面を作成する。また、現在の電気設備を大規模改修せずに設置できる範囲内（現在の契約が低圧電力での契約の場合は低圧電力の範囲内、高圧電力の場合は現在のキュービクル等を大規模改修せずに設置できる範囲内）で増設できる冷房の設置台数を確認すること。

5 履行期間

契約日から令和 5 年 9 月 29 日（金）まで

ただし、別添 1 の備考欄にて、「令和 5 年 7 月 14 日（金）まで」と記載されている施設については、令和 5 年 7 月 14 日（金）まで

6 対象施設

公立保育所等 13 施設（別添 1 のとおり）

7 業務内容

(1) 業務の実施にあたり留意すること

本業務は、実施設計前の事前調査業務であり、実際に設置するキュービクル等及び新設の分電盤の規格は実施設計後でなければ分からないため、本業務を行ううえでは、別添2に示すキュービクル等及び新設の分電盤の規格を使用すること。

(2) 図面による調査

委託者が貸与する図面により、埋設物（埋蔵文化財、旧園舎の基礎、貯留施設等）や地中配管ルートに支障物（給排水、灯油の配管等）がないかを確認する。

(3) 現地確認及びヒアリング

公立保育所等の現地を確認するとともに、キュービクル等の設置位置を確認するうえで考慮しなければならない下記の内容を現場担当者（所長及び園長）よりヒアリングすること。

- ・園庭の利用に支障がある場所
- ・非常時の避難の際に支障がある場所
- ・除排雪に支障がある場所
- ・その他、公立保育所等の運営に支障がある場所

(4) 設置可能位置の確認

図面による調査、現地確認、ヒアリングの結果及び下記事項を考慮したうえでキュービクル等が設置可能な位置を確認する。

ア 法令等による制限

- ・消防法、建築基準法、電気事業法等の関連する法令による制限

イ 園庭の利用可能面積

- ・園庭の利用可能面積は満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。

ウ その他考慮すべきこと

- ・工事の搬出入に支障がない場所
- ・隣家への騒音（キュービクル等の稼働時に発生する音）に配慮した場所

(5) 簡易な図面の作成

- ・下記の内容を記載した簡易な図面を作成すること。

(ア) キュービクル等の設置位置

- ※キュービクル等の設置位置は、本業務履行時点で最適と思われる位置にすること。

(イ) 配管・配線図

- ※配線図は、北海道電力所有の電柱から、冷房用に新設する分電盤までの配線とすること。

- ※冷房用に新設する分電盤の設置位置は、本業務履行時点で最適と思われる位置にすること。

(ウ) 工事の概要

(エ) その他キュービクル等設置に必要な内容

- ・委託者が貸与する図面（製本図面、画像データ、CADデータのうち委託者が用意できるもの）を複製し、上書きして作成することも可とする。

(6)-1 低圧電力の範囲内で増設できる冷房台数の確認

対象施設：現在の電力契約が低圧電力である 10 施設

- ・業務実施施設において、低圧電力の範囲内で契約できる従量電灯契約容量の上限について、送配電事業者（北海道電力ネットワーク株式会社）に確認すること。

※低圧電力の契約の例外として、1 需要場所での電灯や動力等の各契約容量の合計が 50kW を超える場合でも低圧電力にて契約できる場合があるため、その例外に該当するかについて確認を行うこと。

- ・確認した契約容量の上限から、増設できる冷房の台数を確認すること。なお、各施設の現在の使用電力量は契約電力と同値とみなすこととして、使用電力量を調査することは不要とする。また、増設する冷房は、以下のものを想定している。

電源：単相 200V

定格消費電力：1.57kW 程度

定格冷房能力：5.6kW 程度

(6)-2 現在のキュービクル等を大規模改修せずに設置できる範囲内で増設できる冷房台数の確認

対象施設：現在の電力契約が高圧電力である 2 施設

- ・現在のキュービクル等を大規模改修せずに設置できる範囲内で増設できる冷房台数の確認すること。なお、各施設の現在の使用電力量は契約電力と同値とみなすこととして、使用電力量を調査することは不要とする。また、増設する冷房は、(6)-1 に記載している冷房と同じものを想定している。

8 負担区分

業務の履行に必要な用具、資材等は全て受託者の負担とする。

9 資料の貸与

対象施設に係る図面について、委託者の可能な範囲で受託者に貸与する。

貸与した資料は、本業務の履行のみに使用し、他の目的のために使用または第三者に対して販売、貸与、刊行及び販売を行わないこと。業務終了後は、すみやかに返却すること。

10 提出書類

受託者は、業務の着手・完了にあたって以下の書類を提出し、業務担当者の確認を受けるものとする。

(1) 着手時

業務責任者等指定通知書（所定様式）

※資格証等の写しを添付すること

(2) 完了時

ア 業務完了届（所定様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

イ 業務実施報告書（自由様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

業務実施報告書には、図面のほか、ヒアリング結果や打合せ簿、現調写真、調査報告など本業務を遂行するにあたり必要となった資料を成果品としてまとめたものとする。

ウ 業務実施報告書電子データ（DVD-ROM 又は CD-ROM）・・ 1部

11 電子データの成果物

(1) 図面

・成果品図面のCADデータ形式は、次の3種類全て提出すること。
なお、CADデータの保存形式及びレイヤー構成等については、業務着手時に業務担当者とは協議すること。

ア 貴社で使用しているCADのオリジナル形式

イ DXF形式

ウ PDF形式

(2) その他の資料

・PDF形式及び編集可能な元データを含めて提出すること。

(3) 納品する際の留意点

・電子データは、提出前に最新のウイルス定義によりウイルス駆除ソフトで検証した上、提出すること。

・その他、札幌市「電子納品に関する手引き【営繕業務編】」に基づいて作成すること。

・電子納品は、ラベルでデータ内容・作成日時・受託者名を明示すること。

12 業務責任者の要件

業務責任者は1級建築士もしくは設備設計1級建築士の資格を有する者とする。

13 その他留意事項

(1) 受託者は、業務履行上の詳細な内容について、業務担当者とは十分な打合せを行い、承認を得ること。

(2) 実際の作業においては、業務担当者とは十分協議のうえ、環境に配慮するとともに周囲の安全を確保して行うものとする。

- (3) 本業務に関して生じる問題点は、業務担当者・受託者の双方が協議し処理すること。
- (4) 本業務に係る全ての成果品の著作権は、札幌市に帰属するものとする。
- (5) 本業務の履行において、物品の使用及び印刷を行う際は、できる限り「札幌市グリーン購入ガイドライン」の基準に適合したものを調達・使用するよう努めること。
- (6) 受託者は、業務上知り得た情報を守秘すること。
- (7) 園庭の利用中に業務を行う場合は、特に園児への影響に配慮し業務を行うこと。
- (8) 調査等の実施にあたり、受託者の不注意により生じた故障、破損及び事故等については一切受託者の責任において処理すること。

14 業務担当者

札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課 信田

TEL:011-211-2988 FAX:011-231-6221

業務責任者等指定通知書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

(住所)
受託者
(氏名)

印

業 務 名

公立保育所等キュービクル等設置に関する事前調査業務

上記業務に係る業務責任者等を次のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。

区 分	氏 名	備 考